

陸上自衛隊需品学校組織規則

陸上自衛隊訓令第24号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊需品学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊需品学校組織規則

改正 昭和36年2月20日隊訓第7号 昭和47年4月25日隊訓第10号
昭和50年4月2日隊訓第9号 昭和53年1月13日庁訓第1号
平成7年3月29日隊訓第29号 平成10年3月20日隊訓第9号
平成19年1月5日庁訓第1号

(校長)

第1条 陸上自衛隊需品学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

(内部組織)

第3条 学校に、次の1室及び3部を置く。

企画室

総務部

教育部

研究部

(企画室)

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

(2) 組織、定員及び定数に関すること。

(3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務部の分課)

第5条 総務部に、次の5課を置く。

総務課

厚生課

警備課

管理課

衛生課

(総務課)

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の受領、送達、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事(教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。)
- (5) 出版物に関する事。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
- (7) 印刷に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない事項に関する事。

(警備課)

第7条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備及び消防に関する事。
- (2) 調査に関する事。
- (3) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (4) 秘密の保全に関する事。

(管理課)

第8条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品(総務課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 役務の調達計画及び管理に関する事。
- (5) 車両及び通信の運用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関する事。

(厚生課)

第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する事。
- (2) 共済組合に関する事。
- (3) 厚生用品に関する事。
- (4) 隊員の宿舎に関する事。

(衛生課)

第10条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関する事。
- (2) 診療に関する事。
- (3) 衛生器材に関する事。
- (4) 医務室の管理及び運営に関する事。

(教育部)

第11条 教育部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画及び実施に関すること。
 - (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
 - (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。
- (研究部)

第12条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
 - (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
 - (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。
- (室長、部長及び課長)

第13条 室に室長、部に部長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第14条 学校に、主任教官1人を置く。

- 2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第15条 学校に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第16条 学校に、研究員を置く。

- 2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第17条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和34年8月13日から施行する。
- 2 陸上自衛隊需品学校組織規則（昭和29年陸上自衛隊訓令第23号）は、廃止する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月25日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（平成7年3月29日陸上自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。